

# 徳川將軍家に縁故ある神社をめぐる寺社奉行と神主

— 岡崎にある伊賀八幡宮の社殿維持をめぐる —

湯浅 隆

## 論文要旨

17世紀初頭、我が国に数多くあった寺や神社のうち、徳川將軍家と特定の縁故をもっていた一握りの神社は、社殿の創建や改築を次々と命じられ、境内の威容を整えていった。この一連の普請は、徳川將軍家が武家の棟梁として、他の諸勢力に対し超越した存在であることを誇示しようとする観点から行ったものであった。研究史では、初代將軍家康の靈廟である久能山や日光の東照宮をこの典型的な事例として、従来から取りあつかってきた。この両地の東照宮が、近世をとおし徳川家の聖域として幕府により周到な庇護が加えられていたことは、周知のとおりである。

江戸時代にあつて徳川宗家との親密な関係を由緒として誇った神社は、將軍家の菩提寺や靈廟、同家の出身地である三河国東部から遠江国にかけて分布する神社の一部、および始祖が三河定住以前に住んだ地とされた上野国新田庄の神社の一部などであった。これら將軍家との由緒を誇った寺社群にたいして、幕府による庇護の

様態は由緒の内容により異なっていた。ことに18世紀以降になると、幕府の財政が逼迫の度を増していったなかで、將軍家とのあいだにおける由緒の軽重の差は、將軍家が与える庇護・援助の度合・内容に大きな影響を与えていたのである。

本稿では、將軍家の先祖である三河時代の松平氏以来、松平・徳川家の氏神であった岡崎の伊賀八幡宮を取りあげ、この神社に幕府が施した助成の実情をみていった。ことに、修築後百年を経て18世紀半ばに顕在化した社殿の損傷・劣化にたいして、神主が幕府に依頼した修復助成と、それにうけた寺社奉行の緊縮財政下における対応とを具体的に検討した。そして、両者は、庶人にたいしては公儀の權威を具現する装置として存在する社殿をめぐる、ともに支配階級を構成する立場に立ちながら、対応策では相反する論陣を張る過程を明らかにした。

## 一、はじめに

近世初頭、徳川将軍家と由緒のある寺社は、社殿の創建や改築を次々と命じられ、公儀ゆかりの寺社としての威容を整えていった。これは、徳川宗家が公儀としての超越性を具現し誇示する観点から行ったものであり、初代将軍家康の靈廟である久能山や日光の東照宮はこの典型として従来から取りあげられてきた。この両地の東照宮が、近世をとし徳川家の聖域として幕府により周到な庇護が加えられていたことは周知のとおりである。

このように、江戸時代にあつて徳川宗家との由緒を誇った寺社は、将軍家の菩提寺や靈廟の他に、同家の出身地である三河国東部から遠江国にかけて、さらに始祖の地とされた上野国新田庄などに多くみられた。これら一般には由緒を誇った寺社であつても、その軽重により幕府による庇護の様態は異なっていた。ことに十八世紀に入り、幕府財政が逼迫の度を増していったなかで、将軍家との由緒の軽重は、将軍家からの庇護の程度に大きな影響を与えていったのである。

本稿では、将軍家の先祖である三河時代の松平氏以来、松平・徳川家の氏神であつた岡崎の伊賀八幡宮を取りあげ、この神社に幕府が施した助成の実情をみていきたい。ことに、修築後百年を経て顕在化した社殿の損傷・劣化にたいして、神主が幕府に依頼した修復助成と、それにうけた寺社奉行の緊縮財政下における対応とをみていく。このことにより神主と寺社奉行とは、庶人にたいしては公儀の権威を具現する装置とし

て存在する社殿をめぐり、ともに支配階級を構成する立場からいかように対応していかざるを得なかつたのかが明らかになるであろう。

## 二、伊賀八幡宮の社殿

伊賀八幡宮は、松平氏四代親忠が武運長久・子孫繁栄を祈願するため、文明年中（十五世紀後半）に伊賀国甲賀郡から現在の地に勧請した神社<sup>①</sup>で、以後代々の松平氏はこの社を氏神として尊崇してきた。祭神は、応神天皇・仲哀天皇・神功皇后であつた。七代清康にいたり松平氏が岡崎城に入ると、伊賀八幡宮は社殿修造を命じられ、また八代広忠も天文年中（十六世紀前半）に社殿の造営を行ったといわれる。家康は、この広忠の子として天文十一年（一五四二）岡崎で生まれている。家康も先祖に倣い、この神社を氏神として崇敬したのであり、後年の安永九年（一七八〇）に著された『伊賀八幡宮御由緒書』は、この様子をつぎのように記している。

東照宮様、岡崎御城にて 御降誕御氏神の御儀別<sup>而</sup>御尊敬被為遊候、殊<sup>二</sup>御初陣の節当御社<sup>江</sup> 御成之上御出陣の処大に御勝利を被為得、夫より御戦場の度々御吉例にて当御社<sup>江</sup> 御成の上御出戦被為遊候この記述にしたがえば、徳川家康は伊賀八幡宮をいくさの神として厚く帰依していた。のち寛永十一年（一六三四）に、三代将軍家光のときに家康を相殿に祀ることになる。

社領は徳川家から数次にわたり寄進されたが、その時期は徳川氏の隆

盛と期を一にしていた。具体的には、永禄九年（一五六六）に家康から二百石余を寄附されたのに始まり、慶長五年（一六〇〇）にそれが安堵され、元和元年（一六一五）には大坂陣勝利により二百一十一石余が加増されて四百四十石になった。こののち、寛永十一年に將軍家光から百石が加増され、都合五百四十石になり、以降この朱印高は江戸時代をとおして変わらなかつた。<sup>③</sup> また幕閣での格式では、將軍への遠国寺社による年頭御礼で独礼の格式が与えられていた。<sup>④</sup>

社殿の造営は、家康の代には永禄九年と慶長十六年に行われた記録がある。こののち寛永十一年の家光上洛の折に新たな造営が命じられ、寛永十三年に竣工した堂舎が江戸時代以降の社殿としてこんにちに伝えられている。この寛永期造営の経緯を、『伊賀八幡宮御由緒書』はつぎのよう記している。

御上洛之節、從岡崎御城為御名代<sup>与</sup>御老中松平伊豆守殿御社参有之、御代拜畢<sup>二而</sup>所々御見分之上被仰聞候<sup>者</sup> 御累代御尊敬之社頭、殊更東照宮御氏神と申、旁以小社<sup>二而</sup>者不可然言上可被成趣御座候、則伊豆守殿奉<sup>二而</sup>御造宮被仰出新大社<sup>二</sup>御建立被遊候、其上御思召を以東照宮様御勸請被為遊候、……右御建立より御神器<sup>者</sup>不及申、社頭御金具彫物彩色其外諸道具等悉く葵御紋附<sup>二</sup>罷成申候

徳川宗家の氏神として伊賀八幡宮は、「小社<sup>二而</sup>者不可然」とされ、「社頭御金具彫物彩色其外諸道具等悉く葵御紋附<sup>二</sup>罷成」ることになった。この寛永十一年とは、三月に久能山東照宮の造替が命じられ、<sup>⑤</sup> 四月に寛永

寺に神田千石を寄附、<sup>⑥</sup> 五月に増上寺に四千石加増、<sup>⑦</sup> 七月に家光上洛のおり浜松にある秀忠の産土神五社神社と諏訪神社とに加増と社殿の新築が命じられ、<sup>⑧</sup> 伊賀八幡宮と同じ時に岡崎にある家康の産土神六所神社にも加増と社殿の新築が仰せ出され、<sup>⑨</sup> 十一月頃に日光東照宮の大造替が始まり、さらにこの年に静岡浅間神社の社殿造営に着手されるなど、<sup>⑩</sup> 徳川氏と由緒のある寺社の加増や造替が相次いで命じられた年であった。伊賀八幡宮の加増と社殿造替も、この一連の流れのなかで命じられたものであった。このとき本殿は、日光東照宮をはじめとする徳川家と由緒ある神社社殿の様式である権現造に改められたようであり、<sup>⑪</sup> 同八幡宮の江戸時代をとおしてのありようは、徳川家の氏神として將軍家の超越性を具現する存在として、三代將軍家光の命で形づくられたといえるのである。

### 三、近世前半における幕府の社殿修復助成

伊賀八幡宮の社殿が、前節に述べた経緯を経て出来あがったものであれば、幕府にとってその維持は統治上から必須の要件であった。同八幡宮へ下された朱印地五百四十石は、徳川家の氏神としての祀りを行い、社殿を維持するためのものであった。第1表は、この朱印高における各費目の配当を示したものである。この内訳は、神事執行に百二十〇百二十五石、神主や他家其外の扶持として四百石、社殿の修復費用として二十〇十五石からなっていた。享保二十年（一七三五）の書上では、実際

第1表 伊賀八幡宮朱印高礫石の配当内訳 (文政7年)

高20石	五節句御神事料
40石	四月十七日・八月五日両度御祭礼料
60石	年中御共神酒灯明蠟燭料
200石	神主料
15石	年中小破料
5石	閏月御式料、閏月無之年 <sup>者</sup> 小破料へ相加申候
80石	御社役人四人料、但彦人式拾石宛
12石	御本地堂供養僧彦人
6石	神子彦人料
42石	上番御掃除之者六人料
12石	毎朝御供焚之者式人料
48石	下番御掃除之者八人料

出典：伊賀八幡宮旧神主柴田家文書「芳宜園雜誌」(嘉永元)から作成。

第2表 伊賀八幡宮にたいする幕府による社殿修復の助成

寛文2年 (一六三三)	修復のため被下金千両。
元禄11年 (一六九八)	修復を仰付られた。
宝暦4年 (一七五四)	七カ国ならびに御府内勸化を差免。同八年に銀子五十枚。
明和3年 (一七六六)	本地薬師、江戸にて出開帳。
安永3年 (一七四四)	十カ国勸化を差免。同七年に金七百両拝借仰付。
寛政6年 (一七九四)	配借金仰付。
享和元年 (一八〇一)	五カ国ならびに御府内勸化を差免。
文化5年 (一八〇八)	五カ国勸化を差免。
文化15年 (一八二八)	五カ国勸化を差免。
文政9年 (一八二六)	甲府にて富興行を差免。
弘化3年 (一八四六)	七カ国ならびに御府内勸化を差免。

出典：

- 寛文2年：『伊賀八幡宮御由緒書』(岡崎市史)第七卷所収。
- 元禄11年：『伊賀八幡宮御由緒書』、棟札(岡崎市史)第七卷所収。
- 宝暦4年：『伊賀八幡宮御由緒書』、『御触書宝暦集成』965
- 明和3年：『伊賀八幡宮御由緒書』、『開帳差許帳』(国立国会図書館蔵「旧幕府引継書」のうち)
- 安永3年：『伊賀八幡宮御由緒書』、『御触書天明集成』2227、『伊賀八幡宮勸化につき覚』(『新編岡崎市史』史料近世下)
- 寛政6年：『御触書天保集成』4272
- 享和元年：『御触書天保集成』4353
- 文化5年：『御触書天保集成』4388
- 文化15年：『御触書天保集成』4445
- 文政9年：『由緒』
- 弘化3年：『幕末御触書集成』1564

の年貢収入は「現米百八拾石程」<sup>12</sup>とされている。また嘉永五年（一八五二）の場合、社領四カ村からの納米は合わせて四百俵とあり、このときの換金相場は金十兩につき米十七俵半であったから、貨幣に換算すればこれは金二百二十八兩余となる。<sup>13</sup>これから幕末期における「年中小破料」<sup>14</sup>を計算すれば、金八兩二分余と六兩二分弱となる。したがって、朱印地からの年貢収入のなかで当初から配分された社殿の日常的な修復費用は、極めて僅かなものにすぎなかった。

この修復費用はあくまでも日常的な小修理の充当分で、屋根の葺替に代表される、数十年を単位として必要になる大規模な修復は想定されていなかった。このような規模の修復は、幕府直轄の工事として行われなければならなかったのである。第2表は、寛永に竣工した社殿を対象にして、幕府が直接に修復を助成した時期と内容を示したものである。最初の大がかりな修復は、寛永の竣工後二十数年を経た寛文二年（一六六二）に、幕府から御修復料として下された金一千兩を使って行われた。このときの工事内容は、「三州伊賀御宮御修覆料御金千兩之払帳」<sup>15</sup>で何うことができる。それによれば、支出総額は八百一十一兩二分で、単一の費目としては屋根の修理にかかった二百七十九兩三分（約三十四％）<sup>16</sup>が最も多かった。けれども、工事全体では建築関係よりも土木関係が多く、鳥居・石垣・敷石・橋など境内整備に合わせて四百二十七兩一分銀二十一匁（約五十三％）<sup>17</sup>かかっていた。したがって、このときの工事内容は、屋根の葺替と境内地の整備とにあったといえようか。なおこのと

きの助成では、被下金にたいして執行残が金百十八兩二分でいた。このことから寛文期には、幕府から伊賀八幡宮にたいし潤沢な助成が施されたといえる。この寛文期は、京都およびその近郊の有力寺社を対象とした公儀普請についてみれば、この時期以前の新造工事中心から修理へと重点が移されていった時期であった。<sup>18</sup>伊賀八幡宮の境内整備が寛文期になお続けられたことは、徳川家の氏神社の整備にたいする幕府の関心の深さとしてみることができるのである。

このち寛文初年から三十年後の元禄十一年（一六九八）に、再び幕府の手で修復工事が行われたが、この工事内容の詳細は不明である。けれども、このときからおおよそ八十年後に著された『伊賀八幡宮御由緒書』には「諸堂社之儀<sup>者</sup>、元禄十一年御修復之儘<sup>二</sup>御座候故、甚大破<sup>二</sup>罷成り候」と記されていることから推察して、元禄の修復は寛永の造替から六十年を経たものであっただけに、建物全般への大がかりな修理が実施されたのであろうか。

この元禄の修復からさらに三十年後を経った享保二十年（一七三五）に神主柴田正信は、江戸へ出て幕府に修復の願いを提出している。<sup>19</sup>このときの出願が曲折を経て、幕府認可による七カ国ならびに御府内勸化として実施に移されるのは、およそ二十年後の宝暦四年（一七五四）であった。このときの勸化では修復を実施するには不十分であったらしく、同八年には幕府から助成として銀五十枚が合わせ下された。それでもなお、この時期の社殿修復の費用には不十分であったようである。その僅か十年余り後の明和三年（一七六六）には本地堂薬師如来を江戸深川で開

帳することが許可され、さらに開帳から十年を経ずして再び安永三年(一七七四)に十カ国勸化が許可されている。この矢継ぎ早の助成をうけて、安永九年(一七八〇)に社殿はなお『伊賀八幡宮御由緒書』に記された状態であったとすれば、同八幡宮は勸化や開帳では修覆費用の調達を十分にできなかったことになる。

伊賀八幡宮にたいする幕府の助成は、この宝暦年間の助成を境にして、直接の金銭下賜から募縁手段の認可へと変わった。そして、これら広範な庶人の喜捨を当てにした勸化や開帳では、伊賀八幡宮は予期した収益をあげることができなかったことは、伊賀八幡宮の存在様態からみれば事前に予想されることである。伊賀八幡宮からみれば、このような助成を余儀なく受け入れざるをえなくなった経過を明らかにするため、つぎに享保末年から始まる助成願いについてみることにする。

#### 四、十八世紀半ばの修理出願

神主柴田正信は、享保二十年春に江戸へ出て、幕府に社殿修覆の願いを提出している。このときの出願に添えられた社殿破損状態の書上には、権現造りの本殿・幣殿・拝殿にかんしては、屋根の損傷がすみ残らず大破と記されていた。このほかの諸堂舎全般は、経年による建物の劣化が原因の破損とともに、境内地への出水に伴った損害によるところが大きかった。このときの出願の様子と寺社奉行側の対応について、「御修覆

願覚書(松ノ巻)』および「正信代御修覆之願覚(梅之巻)」<sup>17)</sup>により、以下に時間を追ってみていきたい。

#### (一) 享保二十年(一七三五)

神主柴田正信は閏三月十五日に岡崎を出立し、同月二十二日に江戸に着き浅草馬喰丁に宿をとったが、翌日には木挽丁七丁目伊勢屋吉左衛門方の借家を借りて移っている。ここで、同苗である幕府御本丸奥右筆の柴田藤三郎へ相談しながら、出願のための最終的な準備に入り、願書を認めた。

そして四月七日に柴田正信は、寺社奉行のうち同月番であった北条遠江守氏朝の屋敷へ出向き、取次寺社役梶原宇源太に願書・新願・例書・絵図・橋覚の五通を提出した。梶原宇源太は、在来分の修覆であること、小破は神主の下で修理していいことを確かめたいと願書を一読し、朱印高を尋ねたうえでその配当書の有無を尋ねた。柴田正信が持参していない旨を答えると、梶原はその提出が必要であることを告げたうえで、正信を待たせ奥へ入った。暫くして現れた梶原は、願書を先ずは預り置くこと、不備の書類を明日持参するように伝え、この日の出願はおわった。このあと、柴田正信は、他の寺社奉行たちをはじめ小川丁の岡崎城主水野監物屋敷を廻って出願の挨拶をしている。

この動きをみるかぎり、柴田正信は出願に伴う滞在が長引くことを事前に想定し、江戸在住の縁故に依頼して借家を照会していたことをまづうかがうことができる。ついで、伊賀八幡宮側では提出すべき書類を事

前に調べたうえで整理、寺社奉行側でも一定の基準に基づいて願書を受  
理していることが明らかになる。この日に提出を命じられた朱印高の配  
当書について、柴田は「御月番北条殿おこのみ」とあくまでも認識して  
おり、定式の提出書類とみなしてはいなかった。

翌八日、柴田正信は命じられた配当書を持参して、あたらし橋の内に  
ある北条遠江守屋敷へ四ツ半時に出向き、梶原宇源太への取り次ぎを頼  
んだ。待つことが「あまりなかし故」、玄関に居た者に梶原の手が取れな  
ければ代わりの役人へ書類を差し上げたい旨を告げたところ、梶原以外  
の者では受け取れない旨の返答があった。梶原は九ツ過ぎに現れて書上  
を受け取ったのち、二三日過ぎてから窺いに出るよう伝えた。この日  
のやりとりは、それだけであった。この日の応答から、伊賀八幡宮修覆  
願い一件は梶原宇源太の扱いであり、他の同役は関知しなかったことが  
明らかになる。

四月十一日、柴田正信が北条遠江守屋敷へ窺いに出たところ、暫く待  
たされたうえで、別の取次が出てきて梶原宇源太は他出中にて明日参る  
ように告げた。翌十二日、柴田正信はまず岡崎城主水野家屋敷を訪れた  
が、座敷に通されて茶・たばこ盆や酒肴を振る舞われた。そののち北条  
遠江守屋敷へ行き、梶原宇源太への取次を求めた。かなり待ったうえで  
梶原があらわれ、願書は北条遠江守に見せてあるので、あと四五日過ぎ  
てから窺いに参るようにと告げられた。

同月十五日に北条遠江守屋敷へ窺いに出た。このおり梶原宇源太が述  
べた内容は、「願書かしかとわかち不申候間、一通書付持参可成候、御寄

合の節よむ<sup>二</sup>候間、文長キハ如何候間みちかくかけ……明日<sup>二</sup>も明後  
日<sup>二</sup>も持参せよ」というものであった。翌十六日、柴田正信はまず寺社  
奉行の一人である仙石信濃守政房の屋敷へ行って挨拶を述べてから、北  
条遠江守屋敷へ廻り書付を持参した旨を伝えた。その日は梶原宇源太が  
病気につき役務についておらず、代わりに応対に出た池田半七に経過を  
云って書付を委託し、同屋敷を辞した。柴田はそれからやはり寺社奉行  
である井上河内守正之の屋敷へ廻り挨拶を述べて、居所へ戻った。この  
日に北条遠江守のもとへ提出した書付は、つぎの文言であった。

御修復奉願覚

三州岡崎伊賀八幡宮、元禄十一<sup>寅</sup>年

常憲院様御代御修復被為 仰付候、其後小破之処<sup>者</sup> 以自力随分加修

復来申候得共大破仕候、委細<sup>者</sup> 絵図御座候、御修復被為 仰付被下

候様<sup>二</sup>奉願候、以上

享保二十<sup>卯</sup>年四月

神主 柴田弾正印

寺社御奉行所

この文言でみる限り、この時点で伊賀八幡宮が願い出た修覆の内容は、  
幕府直営になる修覆工事の実施か、被下金の下賜を想定することができ  
よう。

四月十九日、柴田正信は「あまりさたなく候間、北条殿へ窺<sup>二</sup>出<sup>一</sup>」か  
けた。そこで、寺社役宮木弥右衛門から聞かされたことは、梶原宇源太  
は病気で引きこもっていること、つぎの寺社奉行寄合は二十七日になる

こと、昨日の寄合は井上河内守が病氣のために開かれなかったことなどであった。同月二十三日、柴田正信は北条遠江守屋敷へ窺いに出かけ、この日は梶原宇源太と面談をすることができた。宇源太が云うには、書付を北条遠江守に見せたところ、遠江守は「是ハとうしても御れつせき出らずハなるまい、廿六日<sup>二</sup>窺<sup>二</sup>参<sup>レ</sup>れと申し渡されたということであった。そこで二十六日に柴田正信が北条遠江守屋敷に出向いたところ、梶原宇源太は他出中で、応対に出た取次は明後日に参るようにとあしらった。これにたいし、柴田は二十六日に窺いに参れと云うから来た旨を述べ、後刻また参ることを述べて一端は退出した。それから岡崎城主水野監物屋敷に寄り、再度北条殿屋敷へ行つたときには梶原宇源太に会うことができ、そこで「明日御寄合<sup>江</sup>五ツ時分<sup>二</sup>出よ<sup>一</sup>」という通達をうけることができたのである。

四月二十七日、柴田正信は朝六ツ半に寄合の場へ到着し、北条殿の役人から早すぎるので五ツ半に参れと言われたのを断つて、同所にて待ち続けた。その日の寄合は四ツ過ぎから始まり、順番を待つて寺社奉行列座の前に出て願書を読み上げた。これにたいして、北条遠江守は「えす等ハとめ置、追<sup>而</sup>のこと」と述べ、井上河内守は「御修覆ハいつ成<sup>二</sup>て<sup>一</sup>と尋ねられ、三十八年前と答えている。河内守が続けて言うには「御修覆所多有間きう<sup>二</sup>ハ叶ましき<sup>一</sup>」由であった。寄合の場におけるやりとりは、これだけであった。

五月朔日、柴田正信は北条遠江守屋敷へ窺いに出向いた。梶原宇源太

の発言は、「此間御連席<sup>二</sup>て被仰候通、絵図等ハ請取被申候、しかしながら火急<sup>二</sup>ハすむまじく候間、とうりう被成折々窺<sup>二</sup>いてよ<sup>一</sup>」というものであった。同月四日、窺いに出向いたところ、六日の御内寄合に関して明日窺いに参るようにならされた。翌五日、柴田正信は梶原宇源太から北条遠江守の意向として、「此度ハ外のもめたるも有之間、重<sup>而</sup>十八日成とも廿七日<sup>二</sup>成共いてよ<sup>一</sup>」という通知を聞いて帰った。この日、柴田正信は諸処へ節句の祝儀言上に廻っている。同月九日に窺いに出た折には、梶原から「十八日の御寄合<sup>二</sup>間も有間、十五六日時分<sup>二</sup>窺<sup>二</sup>出よ<sup>一</sup>」と伝えられている。同月十五日に出向くと梶原宇源太は留守で、代わつて宮木弥右衛門が「十八日之御寄合なれば十七日<sup>二</sup>出よ<sup>一</sup>」だったのである。同月十七日、柴田正信は宮木弥右衛門から、北条遠江守は病氣にて「明日の寄合<sup>二</sup>も出られましく候間、御かゝりの出られぬに出られてもせんなくと申、明日ハ止よ」と伝えられ、「力を落かへル」と記録に留めている。五月十九日、柴田正信は「病氣沙汰窺とて北条へ行く、新役人舟越次郎右衛門出申ハ、宇源太も退役致し、宇源太懸りハ拙者<sup>二</sup>承<sup>レ</sup>と申付らると：廿五六日時分<sup>二</sup>まいれとなり、それ方帰る<sup>一</sup>」と記している。ついで同月二十五日に窺いに出たときには、舟越次郎右衛門から「廿七日之寄合<sup>二</sup>も出られましきと也、又其内窺<sup>二</sup>参<sup>レ</sup>れと告げられた。

ここにいたって、柴田正信は出願の不首尾を悟つたようで、帰国の意を決めたようである。五月二十六日、柴田正信は北条遠江守屋敷へその旨の届けに出、口上に「来月大祭<sup>二</sup>付国元へ罷登申候、尤当廿八日御当



地出立仕候、御届<sup>ニ</sup>参上仕候、……宣キ御沙汰も御座候ハ、早速御知せ奉願」って同屋敷を辞した。それから井上河内守方、ついで岡崎城主水野監物屋敷を廻って帰宅の届を提出した。そして五月二十八日江戸を立ち、六月五日伊賀へ帰宅している。伊賀出立より帰宅まで八十一日間であつた。

以上が、伊賀八幡宮神主柴田正信が享保二十年に社殿修復を願つて江戸に滞在したおりの顛末であつた。これをみると、徳川將軍家の氏神であり、年始御礼では独礼の格式をもつ伊賀八幡宮神主が、岡崎藩主のもとでは然るべく遇され、反対に寺社奉行のもとでは下役に翻弄されつつ、無駄足に無駄足を重ねて出願を続けた様子をみることが出来る。まず、願書を寺社奉行寄合にて審議対象とするまでも、奉行下役の都合に振り回されながら薄氷を踏むやつとの思ひであつた。そののちも、奉行や配下のあしらいにより一向にことは進まず、願書をどうにか受理されただけを成果に、二カ月余の江戸滞在を切り上げて帰国したのであつた。

この出願は、以後毎年になつて続けられていくが、以後は連年の経過を略述するに止めておきたい。

(2) 享保二十一年(一七三六)

神主柴田正信は、四月八日に岡崎を立つて同月十四日に江戸へ着き、山城丁やね屋甚左衛門の世話で、その日のうちに宗十郎丁畳や伊兵衛店へ入つてゐる。同月十七日、寺社奉行月番牧野越中守貞通屋敷へ赴き案内を乞うたところ、田中小右衛門が応対に出た。そこで「御修復願出ル

由」を告げると、田中小右衛門は、伊賀八幡宮にかんして北条遠江守からの書類は牧野越中守が引き継いでおり、さらにこの件は自分が懸かりであると述べ、これ以降同人が折衝の相手になっていく。その後、他の寺社奉行たちや岡崎城主水野屋敷へも参上しながら、前年と同様に牧野越中守貞通屋敷へ頻繁に窺いに出かけては、寺社奉行寄合における取り上げをはかつていくことになつた。そして四月二十七日の寄合で願書が披瀝され、そののち願書は老中まで上げられる形勢になつた。しかし、五月十八日に松平紀伊守信岑屋敷の寄合に召し出され、そこで牧野越中守から告げられたことは、「御修復のこと□、御ゆいしよハかく別なれ共、御修復所多く有候故、急<sup>ニ</sup>ハ叶間敷也、とうりうも難儀<sup>ニ</sup>有可間、前帰りたらよかろう」であり、松平紀伊守からも「成程当年中などハ叶間敷候間帰れ」と申し渡された。このため、江戸滞在を切り上げ、なにかの連絡先を小川丁の岡崎城主水野監物屋敷とすることを申し出たのち五月二十二日に江戸を発ち六月五日に岡崎へ帰り着いている。

この年、事態は進展をみせなかつたけれども、前年より早めに決着がついている。

(3) 元文二年(一七三七)

神主柴田正信は、五月二日に岡崎を立つて同月八日に江戸へ着き、前年と同様にやね屋甚左衛門の世話で、その日のうちに京橋水谷町一丁目やねや庄兵衛店へ移つてゐる。五月十一日、牧野越中守殿屋敷へ赴き、前年と同じく田中小右衛門に会つて口上書を差しだした。その口上には、「去、年御願申上候もハ段々大破をよび所々雨も難儀ノ段」を認めて

あった。同月十八日の松平紀伊守信岑屋敷における内寄合に出ることに  
なり、その節越中守から「御修復所多故御手と、かす、急ニハ叶間敷候  
間、逗留<sup>茂</sup>難儀候半間、先登り候様」にと申し渡された。これをうけて  
同月二十二日に江戸を立出し、七日目に岡崎に帰着した。江戸滞在は半  
月ほどであった。

(4) 元文三年(一七三八)

神主柴田正信は、この年の五月二十日に中風を煩ったため、九月六日  
になって名代の社人を江戸に発たせている。社人藤田茂大夫は同月十三  
日に江戸に着き、口上書を差しだした。

(5) 元文四年(一七三九)

この年は、正月四日に神主柴田正信の母が逝去したため、名代を差し  
出さなかった。

(6) 元文五年(一七四〇)

六月六日に名代として社人藤田茂大夫を差し向け、同人は同月十二日  
に江戸へ着いている。翌十三日に牧野越中守殿屋敷へ罷りでて、田中小  
右衛門に委細を申し述べたところ、同人から相役の須藤文左衛門もまた  
懸かりとして担当することになったことが伝えられた。須藤文左衛門は  
藤田茂大夫に伊賀八幡宮の経営むきの事項をあれこれと尋ねた。この問  
いにたいし、社人などの配置、氏子は六七十軒にすぎないこと、神事の  
おり掃除などに神領百姓三四百人が動員されること、平時の参詣者や散  
錢散物はないこと、祭礼のおりの散錢も少ないことなどを答えている。  
後日、この内容を書付に認めて提出するように求められている。同月十

七日に窺いに出向いたところ、「十八日の寄合<sup>二</sup>出ル<sup>三</sup>不及、此方<sup>二</sup>久敷  
逗留無益」であることが告げられたため、翌十八日に社奉行屋敷へ出  
立の挨拶に廻り、二十三日に江戸を発ち、同月晦日に岡崎へ帰っている。

(7) 寛保元年(一七四一)

六月十三日、岡崎の藩庁から手紙が来て、牧野越中守から用向き<sup>三</sup>のこ  
とがある旨を伝えた。俸左京が他出先から呼ばれ、同月十六日に岡崎を  
発ち二十三日に江戸へ着いている。さっそく牧野越中守屋敷へ窺いに出  
たところ、同月二十七日の山名因幡守豊就宅の内寄合に参るよう仰せ  
付けられた。そこで、牧野越中守から天下一統の触書の由として仰せ付  
けられたことは「御代々 思召を以御造宮御修復等被 仰付候寺社永々  
御修復所<sup>与</sup>相心得、只今迄<sup>者</sup> 及大破候之上御修復之願、又ハ勸化等之儀  
願出候、左様<sup>二</sup>ハ有之間敷事<sup>二</sup>候、向後ハ上より御修復被 仰付間敷候、  
勿論寺社領相応<sup>二</sup>有之場所<sup>者</sup> 自今以後小破之節早速修復を加へ可申候、  
及大破候之上願出或專勸化之事願出候儀<sup>者</sup> 有之間敷儀候間可存其趣候」  
であった。そして、そのつぎに伊賀八幡宮にたいし、つぎの申渡がなさ  
れた。

三州伊賀八幡宮神主

柴田 弾 正

社堂御修復之儀相願候得共

上より御修復ハ被 仰付間敷候、近国勸化并道中往来之者<sup>江</sup> 勸化を  
御免可被 仰付候間、其助成を以致修復、過半出来候ハ、其段奉行

所江可申出候、尤可致勸化国数等<sup>者</sup>書付可差出候、願之年数久敷より段々勸化可被 仰付候

六月

この申渡、すなわち直接の助成ではなく勸化仰付は、柴田左京にとつて慮外であつたようで、すぐさま岡崎城主の屋敷、および同苗の柴田藤三郎のもとへ駆けつけ、対応を相談している。柴田藤三郎の見解は、ひとまずは受け入れて暫くしてまた直接の助成を願ひ出てはどうかというものであつた。左京は同月晦日に江戸を発ち、七月六日に岡崎へ帰つてゐる。

(8) 寛保元年〜同二年

寛保元年十一月二十九日、柴田左京は岡崎を発ち江戸へ向かつた。用向きの趣旨は「権現様御威光も相残、御由緒之品も相立」つような修復助成を願ひ出ることであつた。この願出にたいし、牧野越中守屋敷の須藤文左衛門は「御由緒重ク候故国勸化と被 仰出候、外二も並種々御座候御由緒無之御修復所ハ一向自分勸化も所々御座候」と答えつつも、伊賀八幡宮の意向を奉行に取り次ぐことを承諾した。十二月十八日、柴田左京は大岡越前守宅の内寄合に召し出され、そこでも権現様の威光を守ることを論拠にして、従来のような十全な修復を願っている。これにたいして牧野越中守は「御修復之儀とかく上被 仰付間敷候間、勸化可仕候」と、昨今の状況を述べて説得にあたつた。これにたいし、柴田左京は江戸在の同苗に相談しつつ、ことの経過を国元に書き送り、返答を

待ちつつ江戸で越年をしている。

五、結びにかえて―近世後期の社殿修復―

寛保元年に寺社奉行から伊賀八幡宮にたいし、勸化が指し示されてのち、伊賀八幡宮がとつた寺社奉行への態度は大きく変わつている。それまでは、奉行下役都合にも全面的に合わせながら、ひたすら幕府による助成を願つていたものが、提示された内容が予期したものではないことが判明すると、伊賀八幡宮の由緒から十全に維持されるべき旨を前面に押し立てて、寺社奉行の裁定に異議を唱えていった。幕府にとつての伊賀八幡宮の存在意義を十分に認識したうえで、それゆえにこそ幕府の助成を求めうる立場をかざしての要求であつた。これにたいして寺社奉行は、当時における施策の変更を理由として対峙したのであつた。

この先の経緯は、史料が存在しないため不詳である。しかし、前節の第2表に示してあるように、寛保二年(一七四二)から十年余を経た宝暦四年(一七五四)になつて、伊賀八幡宮にたいし七カ国ならびに御府内勸化が差し許され、さらに同八年に銀子五十枚が下されている。このことから推察すれば、幕府財政の現実のまえに伊賀八幡宮が押しきられたといえようか。しかし、庶人からの募縁を期待することは伊賀八幡宮にとつて馴染まないものであり、予期した成果をあげ得なかつたからこそ、幕府も次々と募縁の実施を認可しなければならなくなつたのであろう。

伊賀八幡宮の場合、十九世紀初頭における修復の必要額と実施状況、さらに収益との関係を観察することができるので具体的にみておきたい<sup>18)</sup>。寛政十一年(一七九九)三月、伊賀八幡宮は寺社奉行松平周防守康定へ御免勸化の許可を願ひ出た。この審理に添付された修復入用書上に記された必要額は、金一千百八十四兩三分と銀五匁であった。この願ひにたいして享和元年(一八〇一)に、五カ国(三河、大和、河内、近江、美濃)と御府内への三ヶ年間の勸化が許可された。この勸化集まり金は、御府内から金二百二兩と銀九匁九分八厘、五カ国から金九十兩と銀六匁二厘の合わせて二百九十二兩一步と銀一匁であった。このための諸経費は金七十五兩三步と銀七匁五分であったから、収益は金二百十六兩と銀一匁であった。これを用いて「御宮向格別之大破難指延越御修復諸堂社共繕」を施したところ、勸物は金三十兩二分二朱と銀九分しか残らなかった。このため文化四年(一八〇七)に勸化を再び願ひ出たところ、翌文化五年に許可となり、この収益金は金二百四十兩弱であった。この五カ国勸化と平行して修復を実施して文化七年十一月に竣工した。この経費は金四百十六兩一分二朱と銀七分かかった。この結果、差引金百四十六兩二分二朱と銀四匁六分が不足になったが、それでも修復の未執行分が金七百六十八兩三分二朱と銀四匁三分だけあることになる。これを実施するため、新たに十カ国勸化を出願したのが文化十三年のことであった。要するに、寛政末年段階で金一千百八十四兩分の修復が必要であった。これにたいし勸化を二度実施して約金四百五十六兩を調達し、修復は二度にわけておよそ金六百二兩分を支出した。しかるに、文化十三

年段階で修理に必要な額はなお金七百六十八兩余にのぼっていたのであった。

このように、十八世紀後半に入ると、伊賀八幡宮の堂社修復は幕府の直接助成ではなく、募縁の手段として勸化や開帳の実施を許可するといふものに変わってきた。しかし、この手段では修復に必要とする金額を調達することは実質として不可能であった。このため、伊賀八幡宮はこれらの募縁の実施を頻繁に求めていかざるをえないという、いわば火の車の状態に陥っていたのであった。そして、幕府としても伊賀八幡宮の社殿維持の必要性を認識していたからこそ、また広範な不特定多数を対象にした募縁行為は、徳川家譜代はともかくとして庶人からは期待できないことを知っていたからこそ、異例な頻度で各種の募縁活動を認めていったものと思われる。

注

1. 現、愛知県岡崎市伊賀町。
2. 愛知県西尾市立図書館「岩瀬文庫」蔵「伊賀八幡宮御由緒書」、「岡崎市史」第七卷。
3. 「伊賀八幡宮御由緒書」、「岡崎市史」第七卷所収「由緒」、伊賀神社旧宮司柴田家文書の嘉永六年「御代御礼先例并由緒書」および明治五年「伊賀八幡宮御由緒書」。
4. 柴田家文書「御代御礼先例并由緒書」。
5. 「徳川実紀」「大猷院殿御実紀」巻二十四。
6. 同右。
7. 同右。
8. 東京国立博物館編「五社神社・諏訪神社調査研究報告書」。
9. 「岡崎市史」第七。
10. 「日光市史」中巻、「浅間神社修理工事報告書」。
11. 「重要文化財伊賀八幡宮社殿修理工事報告書」。

- 12。柴田家文書「正信代御修覆之願覚（梅之巻）」。東京国立博物館編『五社神社・諏訪神社調査研究報告書』（一九九六年）史料編所収。
- 13。『新編岡崎市史』史料近世下、六一九〜六二二ページ。
- 14。柴田家文書。東京国立博物館編『五社神社・諏訪神社調査研究報告書』史料編所収。
- 15。谷直樹「一七世紀における公儀造営寺社の作事形態について」（『日本建築学会近畿支部研究報告集』一九八四年）。
- 16。柴田家文書「御修覆願覚書（松ノ巻）」、「正信代御修覆之願覚（梅之巻）」。
- 17。柴田家文書。ともにこのときの経緯を編纂した、簿冊（横半帳）形式の記録である。「御修覆願覚書（松ノ巻）」は日次記、「正信代御修覆之願覚（梅之巻）」は一件書類緩の様式のものである。
- 18。柴田家文書「寛政十一未年壬辰年迄之御修覆勸物金并諸雑用金控帳写」。
- 19。柴田家文書「伊賀八幡宮勸化につき覚」（『新編岡崎市史』史料近世下）。

**Jisha Bugyō and Shinto Priests of a Shrine Affiliated  
with the Tokugawa Family of Shoguns:  
Confrontation over the Maintenance of the Buildings  
of the Iga Hachiman Shrine in Okazaki**

**YUASA Takashi**

Of the many temples and shrines in Japan in the early seventeenth century, a small number with close connections to the Tokugawa family were able to build new buildings and reconstruct old structures by shogunal order, and their complexes soon became quite grand. The construction orders were part of the campaign to assert the supremacy of the Tokugawa shogunal family among other forces as the leader of warrior clans in the country. Historians have for a long time accorded ample attention to the Tōshōgū shrines dedicated to the first Shogun Tokugawa Ieyasu at Kunōzan hill (Shizuoka prefecture) and Nikkō (Tochigi prefecture) as examples of that campaign. Throughout the early modern period the Tōshōgū at the two locations enjoyed generous patronage of the shogunate at the sanctuary of the Tokugawa family.

The temples and shrines that could boast of close ties with the Tokugawa family during the Edo period include not only those dedicated directly to the family but some located in the area covering the eastern Mikawa province (now southern part of Aichi prefecture) and Tōtōmi province (now part of Shizuoka prefecture) from which the Tokugawa originated, and in the Nitta-shō area of the Kōzoke province (now Gunma prefecture) where the family's ancestors had lived prior to their move to Mikawa. How the shogunate patronized these temples and shrines varied depending on the nature of their relationships. Especially in the eighteenth century and the following decades, as the financial fortunes of the Tokugawa declined, the degree of closeness to the Tokugawa Family made a great difference in the content and degree of shogunal family patronage and assistance.

This paper focuses on the Iga Hachiman Shrine in Okazaki where the deified ancestors (ujigami) of the Matsudaira and Tokugawa families were enshrined. Ieyasu was born into the Matsudaira Family, and changed his surname to Tokugawa after he became lord of the provinces of Mikawa and Tōtōmi. The paper describes the actual circumstances of shogunal assistance to the shrine, specifically examining the Iga Hachiman Shrine priests' request made in the mid-eighteenth century for shogunal assistance for restoration of buildings that had deteriorated over the past century since previous major repairs, and the response to the request on the part of the jisha bugyō (Commissioner of Temples and Shrines) under the shogunate's retrenchment policy. It reveals how the priests and the Commissioner, both belonging to the ruling class, debated over the maintenance of shrine buildings that were considered embodiments of shogunal authority vis-à-vis the populace.